

別 表 家事援助等給付一覧表

(1) 基本サービス	回 数	利 用 料 金	内 容
身上配慮サービス		月 額 10,000 円	担当者（ソーシャルワーカー、看護師）による以下のサービス 適宜の面接、電話連絡等による利用者の心身状況、生活状況の把握、それを基礎にした日常生活に関する相談・援助、福祉サービス、医療機関、公的サービス、成年後見制度等社会資源の仲介・調整等利用援助、アドボカシー機能の發揮、主治医等との連携による健康管理の相談及び援助、その他心理的支援・支えられ感を伴う安心できる利用者の日常生活の遂行支援
その他	必要に応じて		公社主催の行事等への参加

(2) 個別サービス	回 数	利 用 料 金	内 容
家事・介助サービス	依頼に応じて	家事援助 1 時間 850 円。但し、その程度により 850 円以上 家事援助以外の介助サービス 1 時間 950 円。但し、その程度により 950 円以上 夜間休日等 25% 増	公社に登録する協力員（住民参加による在宅福祉サービスの担い手）による日常家事、介助サービス
その他サービス	各サービス毎に決定		上記以外の希望に応じたサービス

(3) 武蔵野市福祉資金貸付条例適用者に対する福祉資金サービス	金 額	内 容
生 活 費	月 額 8 万円限度	生活費として利用者名義の銀行へ 3 ヶ月毎に振込む。(金額については、理事長が認めたものはこの限りでない)
医 療 費	月 額 70 万円限度	利用者が高額な医療費支出を必要とする際に 1 ヶ月毎に銀行に振込む。(金額については、理事長が認めたものはこの限りでない)
住 宅 改 良 等 資 金	月 額 100 万円程度	住宅の補修、改良に必要な資金を給付する。(金額については、理事長が認めたものはこの限りでない)
そ の 他	実 費	条例上の手続きに要する費用等必要経費及び当該建物、土地の保全に必要な経費等で理事長が特に必要と認めたもの。